

# メディカルガーデン松阪 居宅介護支援 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、メディカルガーデン志摩株式会社が開設するメディカルガーデン松阪（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
  - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
  - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）に定める内容を遵守し、事業を行う。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 メディカルガーデン松阪
- 二 所在地 松阪市大津町849番地

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務1名、介護支援専門員と兼務、）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 2名（常勤兼務1名は管理者と兼務、非常勤専従1名）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の居宅を訪問し状況を把握し相談にのり課題分析は国の基準に沿って行う。
- 二 居宅サービス計画作成
- 三 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 四 介護保険施設等への紹介
- 五 利用者に対する相談援助業務
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(相談を受ける場所等)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 サービス担当者会議の開催場所は、居宅若しくは事業所内の事務室等とする。
- 3 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松阪市、多気町、明和町、津市、玉城町の区域とする。

(苦情解決)

第10条 提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護支援に關し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### (業務継続計画の策定)

第12条 感染症や災害等が発生時に、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (従業者の研修)

第13条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

#### (その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、利用者に対し適切な居宅介護支援の提供ができるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
- 4 事業所は、利用者に対して居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護支援を終了した日より、2年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はメディカルガーデン志摩株式会社と事業所の管理者の協議とに基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する

この規定は、令和4年12月1日から施行する

この規定は、令和6年4月1日から施行する